現地法人設立に関する手続きの流れ ≪その3≫

今回はいよいよ最終回として、定款作成から会社登録証取得までについて解説します。

定款作成

インドネシアでは、日本と同様に定款自体が登記の対象となり、現地公証人によって設立定款が作成された後、法務人権省で設立登記をします。設立定款は新会社法(※注)に則って作成され、少なくとも以下の事項が記載されている必要があります。

- 1. 会社の名称と住所
- 2. 会社の設立目的と趣旨、事業の内容
- 3. 会社の存続期間
- 4. 授権資本、引受資本、払込資本額
- 5. 株式数、株券種類と種類毎の株式、株式に付帯する権利、一株の額面価格
- 6. 取締役及び監査役の職責と人数
- 7. 株主総会の開催場所の決定と運営方法
- 8. 取締役、監査役の選任、交代、解任に関する規定
- 9. 利益処分、配当に関する規定

※注

新会社法の正式名称は、"株式会社に関するインドネシア共和国法律 2007 年第 40 号"です。実際に事業を進めていく上で理解しておく必要がありますので、定款翻訳を持っておく事は当然ですが、この新会社法を事前に勉強しておくことをお勧めします。新会社法の訳文(解説付)が株式会社エヌ・エヌ・エーより発行されています。

http://news.nna.jp.edgesuite.net/free/nna_book/ 110831_idr.html



定款やその他取得すべき許可も色々!!!!

会社登録証取得

設立定款が公証人によって作成された後、発起人もしくは前回説明いたしました代理人(現地公証人手続きの委任を受けた者)が、公証人より定款内容を読み上げられたのち署名を行います。

その後の、会社登録証取得までの流れは、以下のようになります。

1. 本籍証明(DOMISILI)の取得

会社の所在地及びその所在を証明、各地区役場で申請・取得

2. 税務登録番号(NPWP)及び課税事業主認識番号(PKP)の取得(税務署)

付加価値税(VAT10%=日本の消費税に相当)法に基づく納税者・税務伝票発行者・VAT 徴収者である事業者はこの PKP を取得しなければなりません。なお、2010 年 4 月より施行された改正付加価値税法では、原則、生活必需品(米・野菜など)、医療サービス、公共サービス、宗教、教育サービスには付加価値税を課税しないとされています。

I

3. 銀行口座開設及び資本金一部払込

上記の納税者登録番号(NPWP)を取得すると、口座開設、資本金の払い込みができるようになりますので、授権資本の最低 25%を発起人が払い込みます。この際、発起人それぞれの名義(株主は2名以上の原則)で支払うことが重要です。発起人が日本法人一個人(その日本法人の代表)であるのに日本法人から引受資本の全額を銀行へ払い込んでしまうと、一度入金した資本を戻さなければなりません。手間もお金もかかりますので、注意しましょう。(銀行によって対処方法が異なる場合もあります)

口座開設に関しては、BKPM 投資許可、会社定款、税務登録番号のコピー等、企業側もしくは設立依頼を受けたコンサルティング会社から提出する書類と、口座開設依頼書等の所定様式のある書類とがありますが、後者は株主、もしくは株主となる法人の代表などの署名・身分証明書等を必要とする場合がほとんどなので、定款作成、本籍証明取得などの事前のプロセスに入る前に、銀行側からのサービス・開設要領の説明を受け、銀行を決めると同時にそれらの所定のフォームも手に入れておく事が必須です。段取りが悪いと口座開設だけで2~3週間があっという間に経ってしまいます。口座開設が済み、払込が無事に終われば、銀行から払込証明が発行されます。

※ 参考 インドネシア(ジャカルタ)にある日系銀行

インドネシアみずほコーポレート銀行

- 三井住友銀行
- 三菱東京 UFJ 銀行
- りそなプルダニア銀行 等

4. 設立登記→設立認可証(SK)(法務人権省)

さて、上記3. が終了すると、公証人が設立登記の申請を行います。

申請が受理されると、設立証書のコピーや銀行からの資本金払込証明、税務登録番号、その他の必要書類を提出し、不備が無ければ設立認可証の発行となります。

5. 会社登録証(TDP)(商業省)

設立認可証を受けたら、次は商業省各管轄局での会社登録証(TDP)の申請です。この TDP を入手 したら、労働移住省での外国人雇用計画書の提出をはじめとした現地へ派遣する日本人役員・スタ ッフの就労ビザ取得プロセスの開始です。

まだまだ続く、様々な手配

さて、今月まで3回にわたり、現地法人設立に関する手続きの流れを解説してきましたが、これらのプロセスは、あくまでも会社設立までの許認可に関するものです。会社登録証(TDP)を取得するまでの標準的な所要期間は3ヶ月程度です。しかし、今日のインドネシア投資ブームで、各省庁の窓口は大変混雑しており、実際は、3ヶ月以上掛かっているのが現状です。また、この日数はあくまでもコンサルティング会社へ依頼した場合である事も述べておきます。

インドネシアではこの会社登録証(TDP)のみではインドネシア現地法人の操業を行う事が出来ません。 他にも、限定輸出入業者認識番号や一般輸入業者認識番号、恒久的営業許可、外国人雇用計画等(操業する分野や形態によって必要になる許認可は異なります)を作成、申請し、許可を取得する必要があります。 更に、操業開始後も、会計・労務・税理等の管理や、駐在員の在留資格(ビザ等)の管理も継続的に実施

更に、操業開始後も、会計・労務・税理等の管理や、駐在員の在留資格(ビザ等)の管理も継続的に実施する必要があります。コンサルティング会社にこれらの業務を委託した場合、その費用は一見高く感じられるかも知れませんが、円滑な操業の為にもこれらの業務を外部のコンサルティング会社に委託するのはもはや必須とも言えるでしょう。

また、インドネシアにはジャカルタを中心に日系・ローカル系のコンサルティング会社が多く存在し

ています。そのサービス内容や費用などにも差異がありますので、このコンサルティング会社の選定に 関する検討に際しても実際に日本から企業担当者様自らが渡航し、インドネシアの現状を肌で実感し、 実際に説明を聞き、自身の目でその違いを理解する事が大変重要です。

以上

<これまでの岡山県インドネシアビジネスサポートデスクレポートはこちらから>

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地: WISMA NUSANTARA BUILDING 24th Floor

Jl. M. H Thamrin Kav 59 Jakarta Pusat Indonesia 10350

デスク担当者: PT.JC 武井 和宏(たけい かずひろ)

対象エリア:インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会に業務を委託)。ご利用に当たっては、「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、岡山県産業企画課マーケティング推進室(電話 086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。